

給料の調整額支給調書等に係る事務手続きの変更について

1 趣旨

給与支給事務の適正化を図るため、給料の調整額の支給に係る調書の事務手続きの効率化を行う。

多学年学級担当手当についても同様

2 内容

< 変更点の概要 >

・調書は電子ファイルで作成し、メールで提出するのみとした（公印省略可）

- ・教職員課作成の支給可否を自動判定できる調書作成ツールを使用し、給与報告
- ・作成した調書作成ツールはメールで教職員課へ提出（教職員課において確認）

令和 2 年 3 月 3 1 日まで	令和 2 年 4 月 1 日以降
学校において調書を作成	学校において調書を作成（ツール使用）
<u>紙で 2 部公印を押印し</u> 教育事務所へ提出	<u>メールで</u> 教職員課（県費事務担当）へ提出
教育事務所において可否判定	学校において結果に基づき給与報告 学校及び教職員課で給与明細を確認
紙で 1 部教育事務所から学校へ送付	
学校において結果に基づき給与報告 学校及び教育事務所で給与明細を確認	